

福井労発基 1206 第 1 号
令和 6 年 12 月 6 日

福井地方労働審議会
会 長 木 村 亮 殿

福井労働局長
石 川 良 国



福井県衣服製造業にかかる最低工賃の改正決定について（諮問）

家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 10 条の規定に基づき、福井県衣服製造業最低工賃（令和 4 年福井労働局最低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。